

心理科学研究科 実践臨床心理学専攻[専門職学位課程]

2013～2017年度入学者対象

公認心理師指定科目読み替えにかかる本学カリキュラムの対応表

公認心理師指定科目	
I	①保健医療分野に関する理論と支援の展開
	②福祉分野に関する理論と支援の展開
	③教育分野に関する理論と支援の展開
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開
II	⑥心理アセスメントに関する理論と実践
	⑦心理支援に関する理論と実践
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
	⑨心の健康教育に関する理論と実践
III	⑩心理実践実習(450時間以上)

本学 実践臨床心理学専攻における対応科目 (2013～2017年度学則)
精神医学・薬理学特論/医療・リエゾン心理学特論
臨床心理倫理行政法特論/発達障害児心理臨床演習/福祉臨床心理学特論
発達心理学特論/スクールカウンセリング特論/児童青年精神医学特論
—
産業臨床心理学特論
臨床心理査定学演習Ⅰ/臨床心理査定学演習Ⅱ/臨床心理査定学演習Ⅲ
臨床心理学原論Ⅰ/臨床心理学原論Ⅱ/臨床心理事例研究演習Ⅰ/臨床心理事例研究演習Ⅱ/臨床心理事例研究演習Ⅲ/総合的事例研究演習Ⅰ/総合的事例研究演習Ⅱ/人間学的心理療法演習/行動療法演習/力動的心理療法演習/遊戯療法演習
臨床心理原論Ⅲ/臨床心理地域援助学特論/臨床心理地域援助事例演習/家族療法演習
—
臨床心理面接学実習Ⅰ/臨床心理面接学実習Ⅱ/臨床心理面接学実習Ⅲ/臨床心理査定学実習Ⅰ/臨床心理査定学実習Ⅱ/臨床心理地域援助学実習Ⅰ/臨床心理地域援助学実習Ⅱ/臨床心理地域援助学実習Ⅲ/臨床心理地域援助学実習Ⅳ

法施行日前に大学院の課程を修了した場合、又は法施行日前に大学院に入学している場合

①から⑩までの科目をその類似性から、Ⅰ～Ⅲの3つに分類し、それぞれについて定めた科目(合計6科目以上相当)を修めている場合に、法附則第2条第1項第1号又は同項第2号に該当するものとする。

* Ⅰ(①～⑤):主な職域における、心理に関する相談、助言その他の援助に関する科目
→①を含む3科目以上相当を修める

* Ⅱ(⑥～⑨):心理状態の観察及び分析ならびに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての理論に関する科目
→⑥～⑨のうち2科目以上に相当する科目を修める

* Ⅲ(⑩):実習科目
→相当する科目を修める(時間は問わない)

【解釈】

「本学 臨床心理学専攻(博士前期課程)における対応科目」欄において、科目名を併記している場合(例:○○○論/×××論/△△△論)は、いずれかの科目を修めていれば公認心理師指定科目に該当しているものとする。